

重要事項説明書

医療保険



株式会社 **mondo**

1. サービスを提供する法人について

事業者	株式会社 mondo
代表者役職・氏名	代表取締役 長井 大治
設立年月日	2022 年 11 月 1 日
法人登記簿所在地	〒671-1521 兵庫県揖保郡太子町東出 3 7
連絡先	電話：079-276-1077 FAX:079-276-1077

2. サービスを提供する事業所について

事業所名	訪問看護ステーション Towa
事業所管理者	名村 香
事業所指定番号	2864091281
指定年月日	令和 5 年 3 月 8 日
事業所所在地	〒672-8048 兵庫県姫路市飾磨区三宅 1 丁目 4 1 番地 姫路南第 2 ビル 5 階
連絡先	電話：079-280-6107 FAX:079-280-6109
緊急連絡先	管理者 名村 香
営業日、営業時間	月曜日から土曜日の 8 時 30 分から 17 時 30 分(12/30～1/3 を除く)

3. サービスを提供する地域

姫路市（家島町を除く）、太子町、たつの市、宍粟市、高砂市、加古川市とする。

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的 在宅医療を必要とする利用者様に、当事業所の看護・リハビリスタッフが在宅における看護・リハビリを専門的に行います。

運営方針 当事業所の従業員は、利用者様の心身の状態を踏まえ、個々の能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、看護処置、リハビリテーション等、その他日常生活上必要なお世話や看護業務を行います。

事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、及び市区町村内の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

このほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 37 号、平成 11 年 3 月 31 日）を遵守します。

5. 当事業所の従業員について

職種	実人数	業務内容
看護師	4人	利用者様の生活相談に応じ、サービス提供を行います。また、看護サービスの実施状況、及び目標達成状況の記録と報告を行います。 ※管理者は看護師と兼務します。
理学療法士	5人	利用者様の生活状況に応じ、リハビリテーションを提供します。また、リハビリの実施状況、及び目標達成状況の記録と報告を行います。

6. 担当の看護師、リハビリスタッフについて

① 職員は常時身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

② 担当の変更

利用者様はいつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に可能な限り応じます。

尚、シフトの都合上、職員の変更や選択が希望に添えないことがあります。また、担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問職員を変更することがあります。

担当職員が急病等によりサービス提供が困難な場合は他の専門職員がサービス提供を行います。

7. サービス内容

利用者様に対しては、次の中から選択されたサービスを指定の時間帯に応じて提供します。サービス提供に当たっては、『訪問看護計画』にそって、計画的に提供します。

サービス種類	訪問看護および介護予防訪問看護
看護全般	ターミナルケア及び創傷処置・カテーテル管理・点滴注射・服薬管理等、在宅における看護業務全般を行います。
入浴介助	身体状況に応じて、入浴の見守りや介助、環境整備の提案や練習を行ないます。
排泄介助	身体状況に応じて、必要な排泄の介助と環境整備、提案を行ないます。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門的リハビリテーションの提供

- ① サービスの提供にあたっては、ご利用者の介護・看護の予防や軽減、もしくは悪化の防止など適切なサービスを提供致します。
- ② サービスの提供は親切丁寧に行い、わかりやすいよう説明致します。
- ③ サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者様の機能の維持、回復を図るよう適切に実施致します。
リハビリテーションの提供は、看護師による定期的な評価を行います。
- ④ 訪問看護サービスの提供開始に際して、主治医指示書に従います。
- ⑤ 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書と報告書を提出します。

8. サービス料金と支払について

- ※ 今後この料金体系は診療報酬改定で変更する場合があります。その際は文書で説明します。
- ※ 医療保険での訪問看護を開始しますが、要介護認定を受けた場合は介護保険適応となり、料金は変更します。また、改めて介護保険での契約が必要となります。
- ※ 自費（保険外サービス）について。原則、保険外サービスは、医療保険に準ずる料金を請求させていただきます。
- ※ 表示料金から自己負担分(割合)をお支払いただきます
毎月末に保険証および限度額認定証、公費負担受給者証を確認させていただきます。
- ※ 交通費はいたしません。
- ※ 当事業所からの「サービス利用料金」、「加算料金」、「その他の料金」に係る料金請求は原則として口座振替とします。利用者様及び扶養者様が指定する送付先又は利用者様本人に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を、毎月 20 日までに送付、手渡しし、利用者様及び扶養者様は、連帯して当事業所に対し当該合計額を当月の 27 日までに支払うものとします。また当事業所は利用料金の支払いを受けたときは領収書を送付、手渡し致します。

【医療保険】

月の初日		12,990	円/日
週 2 日目以降		8,550	円/日
週 4 日目以降（理学・作業・言語聴覚士）		8,550	円/日
週 4 日目以降（看護師）		9,550	円/日
外泊中の訪問看護		8,500	円/日
+			
○難病等複数回訪問看護加算	2 回目	4,500	円/回
	3 回目以降	8,000	円/回
○長時間訪問看護加算（90 分以上）		5,200	円/回
○乳幼児加算（6 歳未満）		1,500	円/回
○複数名訪問看護加算	看護師・セラピスト	4,500	円/回
	看護補助者	3,000	円/回
○夜間・早朝訪問看護加算		2,100	円/回

○深夜訪問看護加算	4,200	円/回
○24 時間対応体制加算	6,400	円/月
○緊急時訪問看護加算	2,650	円/回
○退院時共同指導加算	8,000	円/回
○退院支援指導加算	6,000	円/回
○特別管理指導加算	2,000	円/月
○在宅患者連携指導加算（月 1 回のみ）	3,000	円/回
○在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回のみ）	2,000	円/回
○特別管理加算		
I）悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル	5,000	円/月
II）その他（透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸、疼痛管理、肺高血圧症、ドレーン、人工肛門、人工膀胱、点滴注射、褥瘡）	2,500	円/月
+		
訪問看護情報提供療養費（難病等）	1,500	円/月
+		
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	円/月

自費サービス

エンゼルケア 20,000 円

※ 健康保険の負担割合に応じて、自己負担分をお支払いいただきます。

※ 難病・精神等、公費負担受給者証をお持ちの方は、自己負担限度額管理票を確認します。

9. サービス提供の手順

本人や御家族、主治医、関係者様からの連絡



当事業所職員による居宅訪問

※ ご自宅に伺い身心の状態、家屋状況、周辺の道路状況等を確認させていただきます。このとき、当看護・リハビリ職員、担当ケアマネージャーや障害支援相談員、



保健師など関連職種と同行訪問させていただきます。

契約



利用開始

※ 利用開始前には必ず主治医（かかりつけ医）からの訪問看護指示書が必要となります。

10. 相談、苦情窓口

- ①営業時間内は責任者が対応させていただきます。
- ②営業時間外の電話対応はいたしません。
- ③専門分野の相談は、専門分野の職員が対応させていただきます。

相談先	訪問看護ステーション Towa
相談担当責任者	名村 香
受付時間	8時30分から17時30分
電話番号	079-280-6107
FAX 番号	079-280-6109

11. 秘密の保持

- 1) 当事業所とその職員は、業務上知りえた利用者様又は扶養者様もしくはその御家族様等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者様及び扶養者様から、あらかじめ同意を得ておきます。
 - ①サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、障害支援相談員、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供（料金が発生する場合があります）。
 - ②サービス向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者様個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3) 前項に掲げる事項について、お客様もしくはご家族様に同意を得られた時は、同意書の提出をお願いします。
- 4) 同意書の有効期限については、当事業所との契約期間とします。個人情報の範囲については介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとします。
- 5) 同意が得られない場合、適切な在宅療養のための他医療機関や事業所との調整ができず、一体的なサービスができない不都合が生じます。

12. 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

13. 記録の保管・開示

当事業所は、利用者様へのサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。尚、利用者様ご本人・御家族様の要望があれば記録の閲覧及び実写しの交付が本人及び家族に限り可能とします。

1 4．緊急時の対応

利用者様に緊急事態が発生したときは、利用者のかかりつけの医師、又は、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

このほか、訪問看護サービス利用中に利用者様の状態が急変した場合、当事業所は利用者様及び扶養者様が指定するものに対し、緊急に連絡します。

1 5．損害賠償

サービス提供に伴って、当事業所の帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者様に対して、損害を賠償するものとします。

1 6．損害保険への加入

当事業所は賠償責任保険等の損害保険に加入しており、その保険契約の内容については希望に応じて情報公開をするものとします。

1 7．留意事項

当事業所職員は、サービス契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等を禁止しています。

この重要事項説明書に定められていない事項は、健康保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者様又は扶養者様と当事業所が誠意をもって供して定めることとします。

1 8．重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容を変更する際には、利用者様に説明し、改めて同意を得るものとします。変更内容を通知する方法として、変更された書類を交付し口頭で説明します。

19. 契約の解約

(利用者様からの解約)

利用者様及び扶養者様は当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、重要事項説明書に基づく訪問看護サービスを解除及び終了することができます。この場合、利用者様及び扶養者様は、速やかに当事業所に連絡するものとします。但し、正当な理由なく、訪問看護サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解約)

当事業所は利用者様及び扶養者様に対し、次に掲げる場合には、重要事項説明書に基づく訪問看護サービスの利用を解除、終了させていただきます。

- ①利用者様及び扶養者様が、重要事項説明書に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ②利用者様の病状、身心状態等が著しく悪化し、当事業所の提供する適切な訪問看護サービスの提供の範囲を超えると判断した場合
- ③利用者様又は扶養者様が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となるような背信行為又は反社会的行為を行なった場合
- ④天災、災害、事業所、設備、機材の故障その他やむを得ない理由により、当事業所の利用ができない場合

20. 利用サービスの予約キャンセル

利用者様又は扶養者様が、急病や体調不良等で、予定していたサービスを実施する事が困難な場合は、予約をキャンセルする事ができます。この場合、利用者様及び扶養者様は、速やかに当事業所に連絡するものとします。

利用日当日のキャンセルの場合利用料分を徴収させていただく場合がありますので、ご注意ください。

21. サービス提供時間について

当事業所のサービスは可能な限り予定時間に行いますが、交通事情や会議、利用者様の急変もしくは当事業所スタッフの健康状況によりやむなく利用日時や担当者の変更をお願いする場合があります。

重要事項説明に関する同意書

医療保険

私は、この重要事項説明書に基づき重要事項を説明しました。

重要事項説明年月日 令和____年____月____日

事業者 株式会社 mondo

代表取締役 長井 大治

事業所 訪問看護ステーション Towa

管理者 名村 香

説明者 _____⑩

私は、この重要事項説明書に基づき重要事項の説明を受け同意しました。

重要事項同意年月日 令和____年____月____日

住所 _____

氏名 _____⑩

代理人

住所 _____

氏名 _____⑩

続柄 _____

代理の理由 _____

重要事項説明書

要介護訪問看護および介護予防訪問看護



株式会社 **mondo**

1. サービスを提供する法人について

事業者	株式会社 mondo
代表者役職・氏名	代表取締役 長井 大治
設立年月日	2022 年 11 月 1 日
法人登記簿所在地	〒671-1521 兵庫県揖保郡太子町東出 3 7
連絡先	電話：079-276-1077 FAX:079-276-1077

2. サービスを提供する事業所について

事業所名	訪問看護ステーション Towa
事業所管理者	名村 香
事業所指定番号	2864091281
指定年月日	令和 5 年 3 月 8 日
事業所所在地	〒672-8048 兵庫県姫路市飾磨区三宅 1 丁目 4 1 番地 姫路南第 2 ビル 5 階
連絡先	電話：079-280-6107 FAX:079-280-6109
緊急連絡先	管理者 名村 香
営業日、営業時間	月曜日から土曜日の 8 時 30 分から 17 時 30 分(12/30～1/3 を除く)

3. サービスを提供する地域

姫路市（家島町を除く）、太子町、たつの市、宍粟市、高砂市、加古川市とする。

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的 介護・介護予防が必要と認定された利用者様に、当事業所の看護・リハビリスタッフが在宅における看護・リハビリを専門的に行います。

運営方針 当事業所の従業員は、利用者様の心身の状態を踏まえ、個々の能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、看護処置、リハビリテーション等、日常生活上必要なお世話や看護業務を行います。

事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、及び町内の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

このほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第 37 号、平成 11 年 3 月 31 日）を遵守します。

5. 当事業所の従業員について

職種	実人数	業務内容
看護師	4人	利用者様の生活相談に応じ、サービス提供を行います。また、看護サービスの実施状況、及び目標達成状況の記録と報告を行います。 ※管理者は看護師と兼務。
理学療法士	5人	利用者様の生活状況に応じ、リハビリテーションを提供します。また、リハビリの実施状況、及び目標達成状況の記録と報告を行います。

6. 担当の看護師、リハビリスタッフについて

① 職員は常時身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください。

② 担当の変更

利用者様はいつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に可能な限り応じます。

尚、当事業所はシフトの都合上、職員の変更や選択が希望に添えないことがあります。また、担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問職員を変更することがあります。

担当職員が急病等によりサービス提供が困難な場合は他の専門職員がサービス提供を行います。

7. サービス内容

利用者様に対しては、次の中から選択されたサービスを指定の時間帯に応じて提供します。サービス提供に当たっては、『訪問看護計画』にそって、計画的に提供します。

サービス種類	訪問看護および介護予防訪問看護
看護全般	ターミナルケア及び創傷処置・カテーテル管理・点滴注射・服薬管理等、在宅における看護業務全般を行います。
入浴介助	身体の状態に応じて、入浴の見守りや介助、環境整備の提案や練習を行ないます。
排泄介助	身体の状態に応じて、必要な排泄の介助と環境整備、提案を行ないます。
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門的リハビリテーションの提供

① サービスの提供にあたっては、ご利用者の介護・看護の予防や軽減、もしくは悪化の防止など適切なサービスを提供致します。

② サービスの提供は親切丁寧に行い、わかりやすいよう説明致します。

③ サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者様の機能の維持、回復を図るよう適切に実施致します。

リハビリテーションの提供は、看護師による定期的な評価を行います。

④ 訪問看護サービスの提供開始に際して、主治医指示書に従います。

⑤ 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書と報告書を提出します。

8. サービス料金と支払について

- ※ 今後この料金体系は介護報酬改定または診療報酬改定で変更する場合があります。その際は文書で説明します。
- ※ 原則、介護保険料金となりますが、特別訪問看護指示期間等により医療保険料金となることがあります。
- ※ 自費（保険外サービス）について。原則、保険外サービスは、介護保険に準ずる料金を請求させていただきます。また、介護保険利用限度単位数を超過した場合も、介護保険に準ずる料金とさせていただきます。
- ※ 表示料金から自己負担分(割合)をお支払いいただきます
毎月末に保険証および負担割合証、公費負担受給者証を確認させていただきます。
- ※ 交通費はいただきません。
- ※ 当事業所からの「サービス利用料金」、「加算料金」、「その他の料金」に係る料金請求は原則として口座振替とします。利用者様及び扶養者様が指定する送付先又は利用者様本人に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を、毎月 20 日までに送付、手渡しし、利用者様及び扶養者様は、連帯して当事業所に対し当該合計額を当月の 27 日までに支払うものとします。また当事業所は利用料金の支払いを受けたときは領収書を送付、手渡し致します。

【介護保険】

※1 割負担の料金です。

※2 割・3 割負担の方は負担割合を掛けた料金となります。

※1 単位：10.21 円

〈基本料金〉

		訪問看護	介護予防訪問看護	
看護師	20 分未満	314	303	単位／回
	30 分未満	471	451	単位／回
	30 分以上 1 時間未満	823	794	単位／回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	1,090	単位／回
准看護師	上記×90%			単位／回
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20 分	294	284	単位／回
	40 分	588	568	単位／回
	60 分	794	426	単位／回
	20 分	※理学療法士等が 利用開始日の属する 月から12月超の 利用者に介護予防 訪問看護を行なった 場合	279	単位／回
	40 分		558	単位／回
	60 分		411	単位／回
早朝・夜間（6～8 時、18～22 時）		上記+25%		
深夜（22～6 時）		上記+50%		

〈加算〉

☐ 初回加算（Ⅰ） ①訪問開始時 ②2ヶ月間提供なく再開した時 ③要支援から要介護になった時 ※病院等から退院した当日に訪問看護を実施した場合		1月につき+350単位
☐ 初回加算（Ⅱ） ①訪問開始時 ②2ヶ月間提供なく再開した時 ③要支援から要介護になった時 ※病院等から退院した日の翌日以降に訪問看護を実施した場合		1月につき+300単位
☐ 複数名訪問加算（Ⅰ） ※2人の看護師等が同時訪問した場合	30分未満	+254単位
	30分以上	+402単位
☐ 複数名訪問加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時訪問した場合	30分未満	+201単位
	30分以上	+317単位
☐ 長時間訪問看護加算	1時間30分以上	+300単位
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	月1回のみ算定	1月につき+600単位
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ） ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある	月1回のみ算定	1月につき+574単位
☐ 特別管理加算（Ⅰ） 悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテルの管理	月1回のみ算定	+500単位
☐ 特別管理加算（Ⅱ） 透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸、疼痛管理、肺高血圧症、ドレーン、人工肛門、人工膀胱、点滴注射、褥瘡	月1回のみ算定	+250単位
☐ 退院時共同指導加算	退院後1回のみ	+600単位
☐ ターミナルケア加算 死亡日および死亡日前2週間以内に2日以上ターミナルケアを実施したとき。また、ターミナルケアを実施後24時間以内に病院等で死亡した場合。	月1回のみ算定	+2500単位
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		1回につき+6単位
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		1回につき+3単位
☐ 特別地域訪問看護加算		所定単位数の15%
☐ 中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%
☐ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%
☐ 専門管理加算		1月につき+250単位
☐ 遠隔死亡診断補助加算		+150単位
☐ 看護・介護職員連携強化加算		+250単位
☐ 看護体制強化加算 ※介護予防訪問看護の場合		+100単位
☐ 看護体制強化加算（Ⅰ）		1月につき550単位
☐ 看護体制強化加算（Ⅱ）		1月につき200単位
☐ 口腔連携強化加算		1回につき+50単位

〈減算〉

□高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%
□業務継続計画未策定減算	-1%
□医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	1日につき-97単位
□理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき-8単位
□利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた瞬間に介護予防訪問看護を行った場合	1回につき-5単位 ※上記の減算【-8単位】を算定している場合は-15単位

【医療保険】

月の初日	12,990	円/日
週 2 日目以降	8,550	円/日
週 4 日目以降（理学・作業・言語聴覚士）	8,550	円/日
週 4 日目以降（看護師）	9,550	円/日
外泊中の訪問看護	8,500	円/日
+		
○難病等複数回訪問看護加算	2 回目	4,500 円/回
	3 回目以降	8,000 円/回
○長時間訪問看護加算（90 分以上）	5,200	円/回
○乳幼児加算（6 歳未満）	1,500	円/回
○複数名訪問看護加算	看護師・セラピスト	4,500 円/回
	看護補助者	3,000 円/回
○夜間・早朝訪問看護加算	2,100	円/回
○深夜訪問看護加算	4,200	円/回
○24 時間対応体制加算	6,400	円/月
○緊急時訪問看護加算	2,650	円/回
○退院時共同指導加算	8,000	円/回
○退院支援指導加算	6,000	円/回
○特別管理指導加算	2,000	円/月
○在宅患者連携指導加算（月 1 回のみ）	3,000	円/回
○在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回のみ）	2,000	円/回
○特別管理加算		
I）悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル	5,000	円/月
II）その他（透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、持続陽圧呼吸、疼痛管理、肺高血圧症、ドレーン、人工肛門、人工膀胱、点滴注射、褥瘡）	2,500	円/月
+		
訪問看護情報提供療養費（難病等）	1,500	円/月
+		
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	円/月

自費サービス

エンゼルケア 20,000 円

※ 健康保険の負担割合に応じて、自己負担分をお支払いいただきます。

※ 難病・精神等、公費負担受給者証をお持ちの方は、自己負担限度額管理票を確認します。

9. サービス提供の手順

本人や御家族、主治医、関係者様からの連絡



当事業所職員による居宅訪問

※ ご自宅に伺い身心の状態、周辺の道路状況等を確認させていただきます。このとき、看護・リハビリ職員、担当ケアマネージャー、保健師など関連職種との同行訪問とさせていただきます。



契約



利用開始

※ 利用開始前には必ず主治医（かかりつけ医）からの訪問看護指示書が必要となります。

10. 相談、苦情窓口

- ①営業時間内は管理者が対応させていただきます。
- ②営業時間外の電話対応はいたしかねます。
- ③専門分野の相談は、専門分野の職員が対応させていただきます。

相談先	訪問看護ステーション Towa
相談担当責任者	名村 香
受付時間	8時30分から17時30分
電話番号	079-280-6107
FAX 番号	079-280-6109

○行政への相談

姫路市介護保険課	
所在地	姫路市安田4丁目1番地
電話番号	079-221-2923

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	
所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
電話番号	078-332-5617

1 1. 秘密の保持

- 1) 当事業所とその職員は、業務上知りえた利用者様又は扶養者様もしくはその御家族様等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者様及び扶養者様から、あらかじめ同意を得ておきます。
 - ①サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②サービス向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者様個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3) 前項に掲げる事項について、お客様もしくはご家族様に同意を得られた時は、同意書の提出をお願いします。
- 4) 同意書の有効期限については、当事業所との契約期間とします。個人情報の範囲については介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとします。
- 5) 同意が得られない場合、適切な在宅療養のための他介護サービス事業所との調整ができず、一体的なサービスができない不都合が生じます。

1 2. 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

1 3. 記録の保管・開示

当事業所は、利用者様へのサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。尚、利用者様ご本人・御家族様の要望があれば記録の閲覧及び実写しの交付が本人及び家族に限り可能とします。

1 4. 緊急時の対応

利用者様に緊急事態が発生したときは、利用者のかかりつけの医師、又は、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

このほか、訪問看護サービス利用中に利用者様の状態が急変した場合、当事業所は利用者様及び扶養者様が指定するものに対し、緊急に連絡します。

1 5. 損害賠償

サービス提供に伴って、当事業所の帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者様に対して、損害を賠償するものとします。

1 6. 損害保険への加入

当事業所は賠償責任保険等の損害保険に加入しており、その保険契約の内容については希望に応じて情報公開をするものとします。

1 7. 留意事項

当事業所職員は、サービス契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等を禁止しています。

この重要事項説明書に定められていない事項は、医療保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者様又は扶養者様と当事業所が誠意をもって供して定めることとします。

18. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容を変更する際には、利用者様に説明し、改めて同意を得るものとします。変更内容を通知する方法として、変更された書類を交付し口頭で説明します。

19. 契約の解約

(利用者様からの解約)

利用者様及び扶養者様は当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、重要事項説明書に基づく訪問看護サービスを解除及び終了することができます。この場合、利用者様及び扶養者様は、速やかに当事業所に連絡するものとします。但し、正当な理由なく、訪問看護サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解約)

当事業所は利用者様及び扶養者様に対し、次に掲げる場合には、重要事項説明書に基づく訪問看護サービスの利用を解除、終了させていただきます。

- ①利用者様及び扶養者様が、重要事項説明書に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ②利用者様の病状、身心状態等が著しく悪化し、当事業所の提供する適切な訪問看護サービスの提供の範囲を超えると判断した場合
- ③利用者様又は扶養者様が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となるような背信行為又は反社会的行為を行なった場合
- ④天災、災害、事業所、設備、機材の故障その他やむを得ない理由により、当事業所の利用ができない場合

20. 利用サービスの予約キャンセル

利用者様又は扶養者様が、急病や体調不良等で、予定していたサービスを実施する事が困難な場合は、予約をキャンセルする事ができます。この場合、利用者様及び扶養者様は、速やかに当事業所に連絡するものとします。

利用日当日のキャンセルの場合利用料分を徴収させていただく場合がありますので、ご注意ください。

21. サービス提供時間について

当事業所のサービスは可能な限り予定時間に行いますが、交通事情や会議、利用者様の急変もしくは当事業所スタッフの健康状況によりやむなく利用日時や担当者の変更をお願いする場合があります。

重要事項説明に関する同意書

介護および介護予防訪問看護

私は、この重要事項説明書に基づき重要事項を説明しました。

重要事項説明年月日 令和____年____月____日

事業者 株式会社 mondo

代表取締役 長井 大治

事業所 訪問看護ステーション Towa

管理者 名村 香

説明者 _____ ⑩

私は、この重要事項説明書に基づき重要事項の説明を受け同意しました。

重要事項同意年月日

令和____年____月____日

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人
住所 _____

氏名 _____ ⑩

続柄 _____

代理の理由 _____